

道路交通法に係る処分基準の改定概要

1 趣旨

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第54号）により設けられた府令附則第6項の規定により、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定は適用しないこととする暫定措置がとられていたが、令和5年8月に公布された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第62号。以下「改正府令」という。）により、令和5年12月1日から当該暫定措置が廃止されることとなるため、処分基準の改定を行うものである。

2 主な改定内容

（1）処分基準「自動車の使用者に対する是正措置命令」の改定

改正府令の施行に伴い、自動車の使用者に対する是正のために必要な措置をとるべき命令について、処分基準を改定するもの

3 施行期日

令和5年12月1日